備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙

□　年　月　日　公安委員会に提出したものと同じ。			
許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定時期	予定数量	予定場所	備　考

備考　1　既に提出したものと内容に変更がない場合には、□内にレ印を記入し、当該計画書の提出日を記入すること。
2　予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。
3　予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。
4　予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。
5　備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。
6　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙

□　年　月　日　公安委員会に提出したものと同じ。			
許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定時期	予定数量	予定場所	備　考

備考　1　既に提出したものと内容に変更がない場合には、□内にレ印を記入し、当該計画書の提出日を記入すること。
2　予定時期欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定時期を記載すること。
3　予定数量欄には、消費又は購入する予定の火薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。
4　予定場所欄には、消費又は購入する指定射撃場、銃砲店等の名称その他消費又は購入することとなる場所を記載すること。
5　備考欄には、無許可製造、無許可消費その他消費又は購入することとなる理由を記載すること。
6　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）の施行の日（令和七年三月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

２　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省　令

○農林水産省令第一号

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和七年一月二十四日

農林水産大臣　江藤　拓

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農用地区域の変更に係る書面） **第五条の四**　法第十三条第五項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　農業振興地域内における農用地区域以外の区域内の土地を新たに農用地区域として定めること、農用地区域内にある農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十二条第一項第一号に該当する農地の農業上の利用の増進その他の法第十三	（新設）